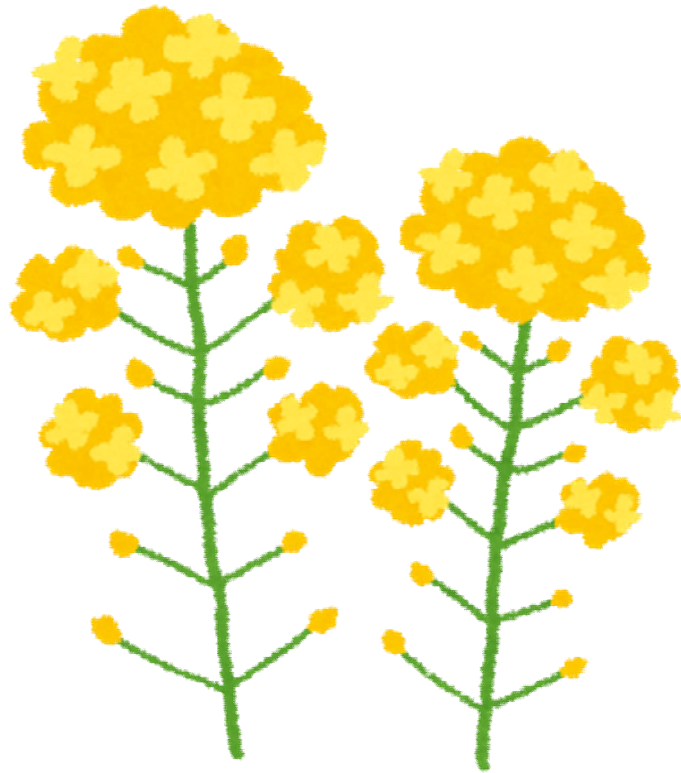


その他の制度



1 NHKの放送受信料の免除

日本放送協会（NHK）の定める受信料免除基準により、テレビ受信料の免除等が受けられます。

区 分	内 容
免 除 内 容	<p>●全額免除</p> <p>① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人がいる世帯で、世帯全員が市町村民税非課税の場合</p> <p>② 公的扶助受給者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法に定める扶助を受けている場合 ・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に規定する入所者に対する療養もしくは親族に対する援護を受けている場合 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている場合 <p>③ 社会福祉事業施設入所者</p> <p>●半額免除</p> <p>① 視覚または聴覚障がいにより身体障害者手帳を交付された人が、世帯主かつ放送受信契約者である場合</p> <p>② 身体障害者手帳を交付されており、障がい等級が重度（1級または2級）の人が、世帯主かつ放送受信契約者である場合</p> <p>③ 療育手帳を交付されており、障がい等級が重度（A判定）の人が、世帯主かつ放送受信契約者である場合</p> <p>④ 精神保健福祉手帳を交付されており、障がい等級が重度（1級）の人が、世帯主かつ放送受信契約者である場合</p> <p>⑤ 戦傷病者手帳を交付されており、障がい程度が特別項症から第1款症の人が、世帯主かつ放送受信契約者である場合</p>
持 参 する もの	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳 ・印鑑
手 続 先	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉課障がい福祉係または木野支所 ・NHK帯広放送局 受付時間 「平日 10時～17時」 電話番号 23-3111（契約者変更、転居、死亡時）

2 福祉用具の無料貸し出し

65歳以上の高齢者または重度心身障がい者の在宅福祉の向上を図るため、福祉用具の貸し出しを行っています。

区 分	内 容
貸 与 用 具	特殊寝台、マットレス、エアパット、車いす、ポータブルトイレ
貸出対象者	<p>①原則として要介護認定非該当の人で、65歳以上の在宅高齢者</p> <p>②65歳以上の高齢者のうち、医療機関に入院または介護保険施設に入所中で、自宅に一時的に外泊する人</p> <p>③重度心身障がい者（64歳以下で要介護認定非該当の人）</p> <p>④その他、病気や旅行で一時的に必要となる人</p> <p>※各種制度の給付対象となる方は、そちらが優先されます</p>
費 用	無料（ただし、搬送及び原状回復に係る費用は自己負担となります）
手 続 先	音更町社会福祉協議会 電話番号42-2400

3 やさしい住宅工事費の一部補助

高齢者などが住む住宅で、対象となる改修などの工事費の一部を助成します。

《新築または建て替え工事》

●対象住宅

次の人が住んでいるか、新築または建て替え工事後に住むことが確実な住宅

- ・ 1 級又は 2 級の身体障害者手帳を持っている人
- ・ 要介護か要支援の認定を受けている人
- ・ そのほか身体の機能低下がある人

●対象工事

入居者の身体状況に応じた配慮がされていること

●補助金額

20 万円

《改修工事》

●対象住宅

次の人が住んでいるか、改修工事後に住むことが確実な住宅

- ・ 65 歳以上の人
- ・ 次のいずれかに該当する人
 - ▽ 1 級か 2 級の身体障害者手帳を持っている人
 - ▽ 要介護か要支援の認定を受けている人
 - ▽ そのほか身体の機能低下がある人

●対象工事

手すりの取り付け、床の段差解消、浴室の改修などで 3 万円以上の工事

(壁紙の張替えや塗装などの修繕工事は対象外)

※介護保険法や障害者総合支援法などで住宅改修費の支給を受けることができる工事は対象外

●補助金額

対象工事の 3 分の 1 (上限 20 万円) ※ 1,000 円未満切り捨て

《その他》

工事着工前に申請が必要で、工事完成期限は 3 月 31 日です。

●申請・問い合わせ先

建築住宅課住宅係

4 NTTの番号案内の無料措置（ふれあい案内）

さまざまな障がいをお持ちの人に対し、無料で電話番号を案内する「ふれあい案内」を提供しています。

区 分	内 容
対 象 者	1 身体障害者手帳所持者で以下の人 ・視覚障がい 1～6級 ・肢体不自由（上肢及び体幹、運動機能障がい） 1～2級 ・聴覚障がい 2, 3, 4, 6級（1, 5級はなし） ・音声言語そしゃく機能障がい 3, 4級（1, 2級はなし） 2 療育手帳を所持している人 3 精神障害者保健福祉手帳を所持している人 4 戦傷病者手帳所持者で以下の人 ・視力障がい 特別項症～第6項症 ・上肢障がい 特別項症～第2項症 ・聴覚障がい 第2項症、第4項症 ・音声言語そしゃく機能障がい 第1項症、第2項症、第4項症
申 請 先	フリーダイヤル 0120-10-4174 受付時間：午前9時～午後5時 （土曜日、日曜、祝日及び年末年始（12/29～1/3）は休業）

5 携帯電話の障がい者割引

携帯電話各社では、障がいのある人を対象とした割引を行っています。

区 分	内 容
対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人
割 引 内 容	基本料金・通話料・通信料などが割引となります。 ※割引率や内容は各社によって異なりますので、詳しくは利用先の会社へお問い合わせください。
申 請 先	携帯電話各社の窓口

6 音更町総合体育館・武道館・温水プール利用料の免除

障害者手帳等をお持ちの人は、総合体育館「サンドームおとふけ」・武道館や温水プール「アクリナちゃっぼ」の窓口で手帳を提示していただきますと、利用料が**無料**になります。

該当となる人は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人、または、障害者手帳の対象となる程度の障がいがあると認められる人で、介護者1名の利用料も無料となります。

また、デジタル障害者手帳「ミライロID」（P78）の提示でも、同様の免除が受けられます。

●問い合わせ先

音更町総合体育館「サンドームおとふけ」・音更町武道館 音更町雄飛が丘3番地

電話番号 42-5577 FAX 42-5579

音更町温水プール「アクリナちゃっぼ」 音更町希望が丘2番地

電話番号 32-4848 FAX 32-4807

7 避難行動要支援者登録制度

音更町では、災害が発生したときに、自ら避難することが困難で支援が必要な人について、申請に基づいて安否確認や避難支援を実施するための基礎となる「避難行動要支援者名簿」を作成し、自主防災組織などの関係機関に、氏名や住所などの情報を提供しています。

対 象 者	<ol style="list-style-type: none"> 1 身体障害者手帳 1 級又は 2 級で肢体不自由、視覚障害、聴覚障害等のある人 2 療育手帳を交付されている人 3 精神障害者保健福祉手帳を交付されている人 4 要介護認定を受けている人で要介護 3 以上の人 5 特定疾患医療受給者証または小児慢性特定疾病の受給者証をお持ちの人 6 在宅難病患者等酸素濃縮器の使用助成認定を受けている人 7 災害時に自ら避難することが困難で支援が必要な人
申 請 先	福祉課福祉係 音更町元町 2 番地
問い合わせ先	地区担当の民生・児童委員 福祉課福祉係 音更町元町 2 番地

8 救急医療情報キット

音更町では、病気や災害時に迅速に救急医療活動を受けられるように、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人などに、救急医療情報キットを無料で配布しています。

かかりつけ医や救急連絡先等の救急医療活動に必要な情報を記載したシートをプラスチック容器に入れ冷蔵庫に保管します。冷蔵庫や玄関内等の目に入りやすいところに目印のシールを貼っておくことにより、救急隊員がそれを目印に発見し、医療情報を参考に適切な救急医療活動を実施します。

対 象 者	<ol style="list-style-type: none"> 1 65 歳以上のひとり暮らしの世帯 2 障がいのあるひとり暮らしの世帯 3 65 歳以上の夫婦のみの世帯 4 健康上の不安がある人 									
申 請 先	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">●福祉課福祉係</td> <td style="width: 33%;">音更町元町 2 番地</td> <td style="width: 33%;">電話番号 42-2111</td> </tr> <tr> <td>●木野支所</td> <td>音更町木野大通西 6 丁目 1 番地</td> <td>電話番号 31-2101</td> </tr> <tr> <td>●高齢者福祉課高齢者福祉係</td> <td>音更町新通 8 丁目 5 番地</td> <td>電話番号 32-4567</td> </tr> </table>	●福祉課福祉係	音更町元町 2 番地	電話番号 42-2111	●木野支所	音更町木野大通西 6 丁目 1 番地	電話番号 31-2101	●高齢者福祉課高齢者福祉係	音更町新通 8 丁目 5 番地	電話番号 32-4567
●福祉課福祉係	音更町元町 2 番地	電話番号 42-2111								
●木野支所	音更町木野大通西 6 丁目 1 番地	電話番号 31-2101								
●高齢者福祉課高齢者福祉係	音更町新通 8 丁目 5 番地	電話番号 32-4567								
問い合わせ先	●福祉課福祉係 音更町元町 2 番地									

9 成年後見制度

成年後見制度は、障がいや加齢などの理由によって判断能力が不十分となり、自分の財産の管理や病院、福祉施設等への入退所についての契約を行うことが困難である人を保護し、支援する制度です。

内 容	判断能力が十分でない人について、親族らが家庭裁判所に申立てを行い、財産の管理、福祉サービス等の契約、生活支援を担う成年後見人などを選任する制度です。 【例】・使うはずもない高額な健康器具などを頼まれるとつい買ってしまう。 ・両親が死亡した後、知的障がいのある子どもの将来が心配 ・寝たきりの父の面倒をみて財産管理をしてきたが、他の兄弟から疑われる。 ～判断能力に応じて区分されます～		
	区 分	本人の判断能力	援 助 者
	後 見	全くない	成年後見人
	保 佐	著しく不十分	保 佐 人
	補 助	不十分	補 助 人
任意後見	本人が、認知症状の発症や進行に備えて、あらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって財産管理等の事務を任意後見人が援助する場合		
監督人を選任することがあります。			
申 立 先	釧路家庭裁判所帯広支部 帯広市東8条南9丁目1番地 電話番号 23-5141		
問い合わせ先	音更町社会福祉協議会（音更町成年後見サポートセンター） 音更町大通11丁目1番地 電話番号 42-2400 福祉課障がい福祉係		

※成年後見制度が必要と認められる障がい者のうち、低所得の方に対して必要となる費用の一部を補助する成年後見制度利用促進支援事業があります。

10 日常生活自立支援事業

在宅で生活している高齢の人や障がいのある人の権利と財産を守り、地域で安心して自立した生活を送れるよう、暮らし、福祉などに関する相談に対応し、支援を行っています。

内 容	1 福祉サービスについての情報提供、助言 2 福祉サービスを利用したいときの利用手続きのお手伝い （申込みの手続きの同伴、代行、契約締結など） 3 公共料金の支払いや年金の受け取りの確認など、日常的な金銭管理のお手伝い 4 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続きのお手伝い 5 通帳、権利証、印鑑などの保管のお手伝い
利 用 料	1回（1時間程度）の利用で、1,200円と生活支援員の交通費（生活保護受給者は無料）
問い合わせ先	音更町社会福祉協議会 音更町大通11丁目1番地 電話番号42-2400

11 あんしんお預かり事業

コミュニティーサポート事業のうちの1つで、何らかの理由により、一時的に生活を維持するための金銭管理ができず、ほかに適切な支援者がいない場合、利用希望者との契約により通帳の預かりや入出金の支援を代行します。

●対象者

- (1) 一時的に町内の病院・施設等に入院・入所している人
- (2) 在宅生活を営む上で、本人または親族による適切な金銭管理が困難な人
- (3) 日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用を予定している人

●問い合わせ先

音更町社会福祉協議会 電話番号 42-2400

12 ごみ処理について

音更町では、在宅医療廃棄物の無料収集や、自ら家庭ごみを収集場所まで運ぶことが困難で周囲の協力を得ることが難しい人のごみを収集するごみサポート収集を行なっています。

(1) 在宅医療廃棄物

次のとおりに分別して排出してください。

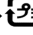
●分け方

①注射針（ペン型ニードルを含む）

針刺し事故を防止するため、医療機関等に返却することが基本ですが、返却できない場合は、必ずペットボトルなどの貫通しない容器に入れ、キャップを閉めてから③と同じ袋に入れて「燃やすごみ」の日に出示してください。

②薬剤などが入っていた容器

・薬剤が入っていた容器や袋類にリサイクルマーク（分別マーク）があるもの

→  このマークが目印です。

・輸液・栄養剤バッグなどは、中身を出し切り水洗いしてから「プラスチック製容器包装」の日に出示してください。

※容器につながっている輸液チューブ類は、プラスチック製容器包装には該当しませんので、はさみなどで切り離して③と同じ袋に入れてください。

③それ以外のもの

①「注射針」と②「プラスチック製容器包装」に分けられた以外のもの（針を外した注射器、ストーマ袋チューブ・カテーテル類、ガーゼや脱脂綿などの血液などが付着したものなど）は、素材を問わず「燃やすごみ」として出示してください。

●出し方

①と③の在宅医療廃棄物は「燃やすごみ」の日に無料収集します。

素材を問わず透明・半透明の袋に入れ、在宅医療ごみであることがわかるように、必ず『医』とわかりやすく表示するか、紙を貼って出示してください。

②の在宅医療廃棄物は「プラスチック製容器包装」の日に無料収集します。

(2) 紙・布オムツ

汚物を取り除いてから透明・半透明の袋に入れ「燃やすごみ」の日に出示してください。

※オムツライナーは除きます。

※紙くずなどオムツ以外のものが入っている場合は収集できません。

※ペット用のオムツ・トイレシートは対象外ですので、指定のごみ袋（燃やすごみ用）に入れて出示してください。

(3) ごみサポート収集事業

自ら家庭ごみを収集場所まで運ぶことが困難で親族や近隣住民などの協力を得ることが難しい人を対象に、職員が自宅を訪問しごみを収集します。

なお、ごみは必ず町の指定ごみ袋で分別してください。

次のいずれかの要件に該当することが条件です。

- ①介護保険の要支援または要介護の認定を受けている。
- ②身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている（肢体不自由または視覚障がい）。
- ③療育手帳重度（A判定）の交付を受けている。
- ④精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている。
- ⑤障がい福祉サービスに係る訪問介護などを利用している。

●問い合わせ先

環境生活課環境生活係

13 電話リレーサービス

聴覚や発話に困難のある人とそれ以外の人との会話を通訳オペレータが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながるができるサービスです。24時間・365日、双方向での利用、緊急通報機関への連絡も可能です。

●対象者

聴覚や発話に困難がある人（加齢により後天的に聞こえづらくなった人や発話困難者等を含む）

●利用者登録

（1）アプリでの登録

スマートフォンやタブレット端末で「電話リレーサービス」のアプリをダウンロードし、アプリの誘導に沿って利用者情報を登録してください。

（2）郵送での登録

（一財）日本財団電話リレーサービスのホームページから書類をダウンロードし、必要書類を添付して下記の宛先へ書類送付してください。

【書類送付先】〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3丁目22番地 テラススクエア8階
一般財団法人日本財団電話リレーサービス 利用登録担当

●サービス利用料

- ・通訳オペレータによる通訳料は無料（（一財）日本財団電話リレーサービスが負担します。）
- ・電話の通話料は発信者負担（緊急通報とフリーダイヤルは無料です。）

●問い合わせ先

【サービス内容や利用方法について】

（一財）日本財団電話リレーサービス 電話番号 03-6275-0910

FAX 03-6275-0913

メール info@nftrs.or.jp

14 福祉電話の設置・貸与

重度身体障がい者がいる世帯などの安否確認と孤独感の解消のため、福祉電話を設置・貸与します。

●対象者

次の①～③のいずれかに該当し、現在電話を設置しておらず、自己資金で電話の設置が困難な人

- ①おおむね65歳以上のひとり暮らし世帯
- ②おおむね65歳以上の人のみの世帯
- ③重度の身体障がい者がいる世帯

●負担額

電話の設置費・基本料金～町が負担

通話料金～自己負担

●問い合わせ先

保健センター内高齢者福祉課 電話番号 32-4567

15 緊急通報装置の設置

突発的な事故などで緊急に助けを求めたいときにコールセンターなどへ緊急通報できる装置を貸与します。

●対象者

- ①おおむね65歳以上のひとり暮らし世帯
- ②おおむね65歳以上の人のみの世帯
- ③重度の身体障がい者がいる世帯

●負担額

区分	標準設置費（設置当初）	機器貸与料（月額）
市町村民税非課税世帯（固定型・モバイル型）	0円	0円
市町村民税課税世帯（固定型）	3,190円	418円
市町村民税課税世帯（モバイル型）	3,300円	418円

●問い合わせ先

保健センター内高齢者福祉課 電話番号 32-4567

16 出張理髪サービス

重度の障がいがあり在宅で生活されている人などに対し、理容師等の出張理髪サービスを行います。

●対象者

在宅で生活されている

- ①6か月以上寝たきり状態の人
- ②中程度以上の認知症の人

●内容

理容師等が家庭に訪問し、理髪サービスを提供します。（町が1年間で6枚の利用券を交付します。なお、申請された月により交付枚数に変更があります。）

出張理髪協力店は、音更町内の理容室および美容室のうち協力店として登録があるものです。

●負担額

4,200円の範囲内で無料（理髪料のほかに往復出張費含む。）

●問い合わせ先

保健センター内高齢者福祉課 電話番号 32-4567

17 寝具洗濯・乾燥サービス

重度の障がいがあり在宅で生活されている人などに対し、寝具を洗濯・乾燥するサービス（年2回）を行います。

●対象者

在宅で生活されている

- ①6か月以上寝たきり状態の人
- ②中程度以上の認知症の人

●内容

町から委託を受けた業者が家庭を訪問し、寝具を預かり洗濯・乾燥して届けます。

年2回（6月頃と11月頃）実施予定

●負担額

無料

●問い合わせ先

保健センター内高齢者福祉課 電話番号 32-4567

18 配食サービス

調理が困難で日常生活に支障をきたす障がい者世帯などを対象に、個々の病態に合わせた夕食を配達するとともに、栄養状態の維持や安否確認を行います。

●対象者

在宅で生活されている

- ①高齢者のみの世帯の人
- ②障がい者のみの世帯の人
- ③高齢者と障がい者のみの世帯の人

●負担額

1食につき 500円

●問い合わせ先

保健センター内高齢者福祉課 電話番号 32-4567

19 投票について

障がいなどのため、直接投票所まで行くことができなかつたり、投票用紙に自筆で記載できない人については、不在者投票や代理投票などの制度があります。

(1) 不在者投票

●病院などでの不在者投票

不在者投票施設の指定を受けている病院や老人ホームなどの施設に入院または入所している人は、病院長や施設長に申し出ると、その施設内で不在者投票をすることができます。

●郵便による不在者投票

身体に重度の障がいなどがあることから直接投票所に行けない人のために、在宅のまま投票できる「郵便等による不在者投票制度」があります。

該当するのは、下記の区分表にあてはまる人です。

※複数の障がいがある場合は、身体障害者手帳の「障害名」欄に記載されている個別の障がいの等級が下記の区分表に当てはまる必要があります。

障がい等の区分	障がい等の種類	障がい等の程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障がい	1級、2級
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	1級または3級
	免疫・肝臓の障がい	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障がい	特別項症から第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい	特別項症から第3項症
介護保険の被保険者証	介護保険法に規定する要介護者で、被保険者証に「要介護状態区分」が記載されている人	要介護5

(2) 代理投票

身体が不自由であるなどの理由により、投票用紙に自筆で記載できない人のために「代理投票制度」があります。

代理投票は、投票所の係員に申し出ると、係員が秘密を厳守し、本人に代わって投票する候補者名等を投票用紙に記載します。

●問い合わせ先

選挙管理委員会事務局 電話番号 42-2111

20 特別駐車許可（指定駐車禁止場所における適用除外）

歩行困難な身体障がい者の通院や仕事などのため、本人または家族が運転して障がい者が同乗する場合に、許可証を掲示すれば駐車禁止区域内に駐車することができます。

●対象者

- (1) 歩行困難な障がい者が自ら運転する場合
- (2) 歩行困難な障がい者を同乗させて、その車両を家族などが運転する場合
(現に障がい者の介護をしている人)

●対象となる障がいとその等級

障がい区分		障がい等級
上肢障がいのある人		1級、2級の1及び2級の2
下肢障がいのある人		1～5級
体幹機能障がいのある人		1～5級
視覚障がいのある人		1～4級の1までの各級
聴覚障がいのある人		2、3級
平衡機能障がいのある人		3、5級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による 運動機能障がいのある人	上肢機能	1級及び2級 (一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く)
	移動機能	1～5級
内部障がいのある人 ・心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸		1級及び3級
免疫・肝臓機能障がいのある人		1～3級
療育手帳所持		A判定
精神障害者保健福祉手帳所持		1級
戦傷病者手帳所持		重度
小児慢性特定疾患児手帳所持		色素性乾皮症

●申請に必要なもの

身体障害者手帳などお持ちの手帳

※基本的に本人が窓口にて申請することが原則になっていますので、代理人が申請する際は必ず事前に帯広警察署にお問い合わせください。

●申請・問い合わせ先

帯広警察署交通課

帯広市西1条北1丁目1 電話番号 25-0110

土・日・祝日・年末年始を除く8:45～17:30

21 福祉トイレ

障がいのある人をはじめ、いろいろな方が利用できるよう、町内の各施設には福祉トイレが設置されていますので、外出の際の参考にしてください。(オストメイト対応は㊦と表記しています)

設置施設等名	住 所	電話番号
音更町役場 ㊦	元町2	42-2111
プロspa6	大通6丁目6	42-2246
音更町保健センター	新通8丁目5	42-2712
音更町総合福祉センター ㊦	大通11丁目1	42-2400
ハイウェイ記念公園	音更町新通17丁目1	42-2111
音更町総合体育館「サンドームおとふけ」	雄飛が丘南区3	42-5577
音更町温水プール「アクリナちゃっぼ」㊦	希望が丘2	32-4848
道の駅おとふけ「なつぞらのふる里」㊦	なつぞら2	65-0822
道の駅ガーデンスパ十勝川温泉 ㊦	十勝川温泉北14丁目1	46-2447
ステーキヴィクトリア音更店	木野大通西17丁目1	32-2832
トイザらス音更店	木野大通西17丁目1	30-9190
ダイイチオーケー店	木野大通西17丁目1	30-2525
ぴあざフクハラ音更店	木野大通西16丁目1	30-2980
むつみアメニティパーク	木野西通13丁目1	42-2111 (音更町役場)
共栄コミュニティセンター	木野西通17丁目1	30-4733
音更町文化センター	木野西通15丁目8	31-5215
音更町図書館	木野西通15丁目7	32-2424
木野コミュニティセンター	木野西通8丁目2	30-8610
DCM音更店	木野大通東12丁目2-12	30-1496
ダイイチ音更店	木野大通東12丁目3-1	43-4567
ツルハドラッグ音更木野店	木野大通西8丁目1-2	43-5560
ハピオ木野 ㊦	木野大通西7丁目1	31-2141
木野支所	木野大通西6丁目	31-2101
ローソン音更鈴蘭新通店	すずらん台北町1丁目9	31-5411
柳月スイートピアガーデン	下音更北9線西18-2	32-3366
十勝川温泉観光ガイドセンター	十勝川温泉南12丁目1	32-6633
十勝エコロジーパーク ㊦	十勝川温泉南18丁目1	32-6780
帯広信用金庫 木野支店 ㊦	木野大通西5丁目1	31-1181
徳洲会病院 ㊦	木野西通14丁目2	32-3030
音更中学校 ㊦	雄飛が丘1	42-2544
ひびき野会館 ㊦ ○事前予約時のみ開館しています。	ひびき野仲町1丁目6	42-2111 (音更町役場)
木野東会館 ㊦ ○事前予約時のみ開館しています。	木野東通5丁目1	42-2111 (音更町役場)
無印良品 ハピオ木野店 ㊦	木野大通西7丁目1-24	65-0360
マックスバリュ 音更店	木野大通東10丁目6-27	32-2100

ケーズデンキ音更帯広店	木野大通東11丁目1-1	65-0150
サツドラ音更宝来店	ひびき野仲町1丁目9-1	30-9033
北海道立緑ヶ丘病院 ㊦	緑が丘1	42-3377
音更町生涯学習センター ㊦	希望が丘1	42-4099

22 スポーツの振興

障がいのある人が、スポーツを通じて体力づくりや仲間づくりをし、社会参加を促進したり、生きがいのある生活を営めるよう、各種スポーツ大会が開催されています。

詳細は随時ホームページに更新されています。

名 称	公益財団法人 北海道障がい者スポーツ協会
所在地	札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2.7 4F
電話番号	011-261-6970
F A X	011-261-6201
U R L	http://www.do-svospo.or.jp/

☆とちかち地区身体障がい者スポーツ交流大会

十勝管内の身体障がい者が、スポーツやレクリエーションを通じて交流を深めることを目的に、管内の町村を会場として開催されます。詳細はお問い合わせください。

名 称	十勝地区身体障害者福祉協会
所在地	帯広市東3条南3丁目(十勝総合振興局)
電話番号	0155-20-6001
F A X	0155-20-6002

23 アクセシブルライブラリー

視覚障がいのある方は、電子書籍の音声自動読み上げサービス（アクセシブルライブラリー）をご利用いただけます。専用のIDカードを図書館（本館・分館）又は、役場福祉課障がい福祉係に設置しています。詳しいご利用方法は、図書館までお問合せください。

●問い合わせ先

音更町図書館

音更町木野西通15丁目7番地 電話番号 32-2424

10:00～18:00（毎週木曜日は、20:00まで）

休館日

- ・月曜日（祝日・振替休日の場合は、翌平日）
- ・図書整理日（毎月第1金曜日 祝日の場合は、第2金曜日）
- ・特別整理期間
- ・年末年始

24 デジタル障害者手帳「ミライロID」

障がいのある人の外出支援や施設利用の際の利便性向上を図るため、町の公共施設でデジタル障害者手帳「ミライロID」（スマートフォン向けアプリ）が利用できるようになります。

【ミライロIDとは】

（株）ミライロが提供する無料のスマホアプリです。身体障害者手帳などの情報をスマートフォンに取り込み、必要な情報を画面に表示します。

手帳の代わりにスマートフォンの画面を提示することで、様々なサービスを受けることができます。ミライロIDを利用することにより、手帳の紛失防止や不要な情報開示の回避につながります。

【登録方法】

- ①ミライロIDアプリをダウンロードし、アカウントをつくります。
- ②身体障害者手帳などを撮影し、必要事項を登録してください。

※「ミライロID」アプリのダウンロードはこちら

QRコード



【町内で利用できる公共施設】

次の施設の利用料が無料となります。

- 総合体育館（サンドームおとふけ）
- 武道館
- 温水プール（アクリナちゃっぼ）

※これまでどおり手帳を提示しても無料となります。

【問合先】

- ミライロIDについて 福祉課障がい福祉係
- 総合体育館・武道館 42-5577
- 温水プール 32-4848